

平成21年9月15日

職員各位

学校法人 朝日大学  
理事長 宮田 侑

裁判員制度の取扱いについて（通知）

学校法人朝日大学職員（以下「職員」という。）が裁判員候補者若しくは裁判員に選任された場合は、職員が国民としてその責務を果たすことができるよう、本学は、学校法人朝日大学就業規則（以下「就業規則」という。）第31条第4号を適用し、特別休暇（公用休暇）として扱うこととします。職員は、就業規則第32条に則り所定の手続きを取ってください。